

【自動車損害共済】

1. 共済委託できる自動車

- (1) 委託団体が管理、使用している自動車（借上げ車を含む）
- (2) 管理、使用している間の損害を負担する条件で、特定の行政目的遂行のために借上げた民間保有の自動車
(例：消防団員が火災現場に駆けつける時に使用する団員所有車など)

2. 共済の種類とてん補責任

(1) 車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他偶然の事故によって共済の目的である自動車及びその付属品に生じた損害をてん補する。

(2) 損害賠償共済（対物損害、対人損害）

偶然の事故に直接起因して、他人の生命、身体又は財物に損害を与えた場合において、当該委託団体が法律上の損害賠償義務を履行することによって被った損害をてん補する。

※偶然の事故による損害については、共済責任額を限度に車両共済金、損害賠償共済金を支払う。なお、共済金支払後、次回契約時の分担金増額はない。

(3) 自損事故傷害共済金

自損事故で運転手や同乗者が死傷し、自賠責保険の対象とならなかった場合に共済金を支払う。

(4) 無共済等自動車傷害共済金

賠償資力が十分ではない無共済（無保険）自動車等の加害行為によって死亡又は後遺障がいの損害を被った場合、対人賠償共済金額を限度に共済金を支払う。ただし、後述する公務災害見舞金の支払対象となる者は除く。

(5) 公務災害見舞金

業務に従事中の当該団体の職員で、地方公務員災害補償法等に基づく公務災害補償制度により補償を受くべき者が、身体に傷害を被った場合に見舞金を支払う。